

8月から11月は全国統一 農地パトロール月間です

(農業委員会)

農地は国民の食糧を生産する基盤であり、国土保全や景観維持など公共財産ともいえるべき大切なものです。

農業委員会では、優良農地の保全及び営農環境整備の一環として、耕作放棄地の発生・防止や農地の無断転用の防止等を目的に、年間を通して定期的に「農地パトロール」(農地の巡回点検指導)を実施しています。

また、これらの農地が確認された場合は、農地の所有者の方に対し、適正な管理指導を行なっています。

大切な資源を次世代へつなぐために、みなさんの力で農地を守っていきましょう。

○農地転用には許可が必要です

農地を住宅・倉庫・作業所など農地以外の目的に利用する場合には、事前に農地法に基づく転用の許可を受ける必要があります。資材置場や残土置場などの利用で、一時的に転用をする場合も同様です。

○違反をすると罰則の適用もありません

許可を受けずに行った農地の転用行為は農地法の違反であり、農地等の権利取得の効力が生じ

ないだけでなく、都道府県知事より工事の中止、原状回復などを命じられる場合があります。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)2582 (直通)

農薬の適正な使用について

(産業課)

夏になり農薬を使用する機会が増えますが、農薬の使用は必要最低限にとどめ、農薬以外の方法も検討しましょう。

農薬を使用する際は、商品のラベルに記載してある注意事項を必ず確認してください。使い慣れた農薬であっても、「効果薬害等の注意」や「安全上の注意」など忘れていることがないか使用する前によく読み、適切に使用しましょう。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

あぶない! 用水路や排水路で遊ばないで!

(産業課)

毎年、稲作作業が盛んになる4月から9月にかけて、用水路や排水路の水位が高くなり、場所によっては水深が1メートル以上になる場合もあります。

痛ましい事故を防ぐため、子どもたちが用水路や排水路で遊

ばないように、ご家族で話し合っていたり、ご家族で話しかけたら、お声がけをお願いします。

○お問い合わせ

五霞土地改良区

☎(84)0005

児童扶養手当現況届を提出してください

(健康福祉課)

○児童扶養手当制度とは

児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡などにより、ひとり親となった家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される制度です。(支給要件があります。)

現在、この手当を受給されている方は、毎年8月末までに現況届を提出しなければなりません。この届けを提出しないと8月以降の手当てが受けられませんので、ご注意ください。

なお、該当者の方には現況届提出のお知らせ通知を送付いたします。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)



今年金婚式(入籍50年目)を迎える方へ

(健康福祉課)

9月15日(月)に高齢者福祉大会を開催します。

その中で、今年入籍50年目を迎えられるご夫婦をお祝いします。お申し込みください。

○対象者

今年度金婚(入籍50年目)を迎えられる町内在住のご夫婦(昭和39年4月1日から昭和40年3月31日までに入籍のご夫婦)

○お申し込み

8月22日(金)までに健康福祉課窓口にて申請してください。

○注意

期日までにお申し込みいただいた方をお祝いしておりますので、対象の方は忘れずにお申し込みください。

○その他

五霞町に本籍地がない方は、戸籍謄本(婚姻期日が明記されているもの)をご持参ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006 (直通)

